〇 環 境 省 令 第 三 号

農薬取 締 法 (昭和二十三年法律第八十二号) 第二十五条第 項の規定に基づき、 農薬を使用する者が遵守

すべ き基準を定め る省令の一 部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

農林水産大臣 吉川 貴盛

環境大臣 原田 義昭

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一 部を改正する省令

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成十五年農林水産省令第五号) の一部を次のように

改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改正 前欄に 掲げる規定 の傍線を付した部分 (以 下 「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改 Ē 後欄 に掲 げ つる規定 の傍線部 分が あるもの は、 これを当該傍線部分のように改め、 改正 後欄に掲げ る規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

い。 (表示事項の遵守) (表示事項の遵守)	大 (略) 「農薬使用者の責務) 「農薬使用者の責務) 「農薬使用者の責務) 「農薬使用者の責務) 「農薬使用者の責務) 「農薬使用者の責務)	改正後
なければならない。 号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努め号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努め第二条 (略) (表示事項の遵守)	に、 一(略) 三・四(略) 三・四(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(略) 一(の) 一(の) 一(の) 一(の) 一(の) 一(の) 一(の) 一(の) 一(の) 一(の) 一(の) 一(の) 一、の。)は、農 本に、たった。)は、農 本に、たった。)は、農 ので、たった。)は、農 ので、たった。)は、農 ので、たった。)は、農	改正前

規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

この省令は、 農薬取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十三号)附則第一条第二号に掲げる